

東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

医療的ケア実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東久留米市児童発達支援センター条例および東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園（以下「わかくさ学園」という。）運営規程に基づき実施する通園児の指導にあたり、医療的介護行為を要する利用者に関する療育支援（以下「医療的ケア」という。）に必要な基準等を定め、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「医療的ケア」とは、わかくさ学園において医療的配慮を要する特定の対象児に対して、診療を受けている医療機関の主治医（以下「主治医」という。）の指示のある特定の医療的介護行為を、医療的ケア検討委員会（以下「検討委員会」という。）の検討を経て、わかくさ学園園長（以下「園長」という。）が決定する範囲で実施する療育支援をいう。

(対象児)

第3条 医療的ケアの対象は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 常時医療的ケアが必要であり、主治医との緊密な連携が必須な者。
- (2) 日常的に在宅医療として、吸引、経管栄養注入、導尿、酸素吸入等を健康維持に必須な行為として実施している者。
- (3) 疾患により痙攣などの症状が出る可能性が高く、日常的に医療的ケアが必要ではなくとも健康状態に留意する必要がある、症状出現時に医療的な対応が必要な者。
- (4) 検討委員会が特段の医療的介護行為が必要と認める者。

(医療的ケアの範囲)

第4条 医療的ケアの内容は、保護者が家庭で実施しており、かつ検討委員会が認めた範囲とする。

(医療的ケアの実施期間)

第5条 医療的ケアの実施期間は、開始の年度の末日までとする。但し、次年度も引き続き在園し医療的ケアの実施を希望する場合、次年度の医療的ケア検討委員会実施前日まで実施期間を延長する。

2 次年度も引き続き医療的ケアの実施を希望する者は、第7条の規定するところにより申請しなければならない。

(医療的ケアの実施者)

第6条 医療的ケアは、主治医の指示及びわかくさ学園嘱託医（以下「嘱託医」という。）からの必要な指導、助言を受けて東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園看護師（以下「看護師」という。）が実施する。なお、実施にあたっては、必要に応じて医療機関等での臨床研修や実務研修を実施する。

2 通園児の所属するグループの担当職員は、経管栄養注入時等の姿勢の介助や吸引の判断情報の提供等、看護師による直接的な医療的ケアが適切に実施されるよう援助する。

3 看護師が不在となる時は、保護者が実施する。

(医療的ケアの申請)

第7条 医療的ケアを希望する者は、「医療的ケア実施申請書(様式第1号)」並びに、主治医の「医療的ケアの実施に関する診療情報提供書(医療的ケア依頼書)(様式第2号)」により園長に申請しなければならない。

2 園長は、前項に規定する「医療的ケアの実施に関する診療情報提供書(医療的ケア依頼書)(様式第2号)」の記載について必要がある場合には、「診療情報提供書(医療的ケア依頼書)(様式第3号)」により主治医に依頼することができる。

(嘱託医による検診)

第8条 園長は、前条の「医療的ケア実施申請書(様式第1号)」及び「医療的ケアの実施に関する診療情報提供書(医療的ケア依頼書)(様式第2号)」が提出された場合には、嘱託医に当該児の検診を依頼し、嘱託医は検診を実施する。

(医療的ケア検討委員会)

第9条 園長は、利用者から医療的ケア実施の申請があった場合には、医療的ケア検討委員会を招集する。

2 医療的ケア検討委員会は次により構成する。

- (1) 障害福祉課長
- (2) 園長
- (3) 嘱託医
- (4) 看護師
- (5) グループ担当職員
- (6) その他障害福祉課長が必要と認めた者

3 医療的ケア検討委員会は、嘱託医の作成した「医療的ケアに関するわかくさ学園嘱託医検診記録(様式第4号)」等をもとに、医療的ケア実施の可否、内容等について検討する。(医療的ケア実施の決定及び開始)

4 嘱託医は、検討委員会での実施の決定をもとに「医療的ケアに関するわかくさ学園嘱託医検診記録(様式第4号)」と「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」に記載する。

第10条 医療的ケアの実施については、医療的ケア検討委員会の検討を経て、その可否を決定する。

2 園長は、前項により決定した内容について、「医療的ケア実施の内容及び範囲に関する決定通知書(様式第5号)」により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、「医療的ケア実施の内容及び範囲に関する決定通知書(様式第5号)」に同意する場合には、「承諾書(様式第6号)」を園長に提出しなければならない。以上の手続きの完了により、医療的ケアを行うことが可能となる。

(医療機関との連携)

第11条 主治医とは緊密な連携を図り、個別連絡や文書照会等により利用者の医療情報を収集し、わかくさ学園の療育に反映させる。

2 医療的ケアの実施状況、対象児の状態等を定期的に主治医に報告する。

(医療的ケア実施上の留意点)

第12条 医療的ケアを実施する場合は、以下の各号に留意する。

- (1) 職員は、利用者の安全への配慮及び危機管理態勢を確立して、事故防止に努めなければならない。
- (2) 医療的ケアにおける感染を予防するため、職員は手洗いを励行すること。
- (3) 実施した医療的ケアについては、実施状況を記録し、園長に報告すること。
- (4) 医療的ケアの実施状況は、保護者に「報告書（様式第7号）」により報告すること。
- (5) 対象児の医療的状況に変化が生じた場合は、実施内容を速やかに検討する。
- (6) 職員は、医療的ケアに関する知識の向上に努めなければならない。

（委任）

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。